

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令について

令和元年 7 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく規則（以下「PCT 規則」という。）の改正（平成 31 年 7 月 1 日発効）に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号。以下「国際出願法」という。）第 20 条の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の背景

（1）国際予備審査の開始及び国際予備審査のための期間について

特許協力条約第 33 条に基づく国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについて、予備的な、かつ拘束力のない見解を示すことを目的とするものであり（同条(1)）、同条約第 32 条に規定する国際予備審査機関が、以下に掲げる全てを受領した時に開始される（PCT 規則第 69.1(a)）。

- ①国際予備審査の請求書（PCT 規則第 69.1(a)(i)）
- ②取扱手数料及び予備審査手数料（PCT 規則第 69.1(a)(ii)）
- ③国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関の宣言のいずれか、及び国際調査機関の見解書（PCT 規則第 69.1(a)(iii)）

ただし、国際予備審査機関は、PCT 規則第 54 の 2.1(a)に規定する期間（国際調査報告の送付日から 3 月又は優先日から 22 月のうちいずれか遅く満了する期間。以下「国際予備審査請求期間」という。）が満了するまでは、国際予備審査を開始しない旨が規定されており、たとえ国際予備審査機関が上記①～③の全てを受領した時であっても、原則として、上記国際予備審査請求期間の満了前までは審査が行われないこととなっている（PCT 規則第 69.1(a)）。

他方で、PCT 規則第 69.1(a)は、例外的に、出願人が国際予備審査請求期間の満了前に、国際予備審査の早期の開始を明示的に請求した場合には、国際予備審査機関は審査を開始する旨を規定している。

そのため、具体的には、国際予備審査の早期の開始を希望する出願人は、国際予備審査請求書第 IV 欄のうち、「4. 出願人が国際予備審査を規則 54 の 2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する」欄にチェックを記入する、又は「国際予備審査開始請求書」（国際出願法施行規則様式第 21 の 3 又は様式第 21 の 4）を別途提出することによって、国際予備審査請求期間の満了前における国際予備審査の開始を請求することができる。

(2) PCT 規則改正について

今般、PCT 規則改正により、原則として国際予備審査請求期間の満了後に開始するものとされていた国際予備審査について、上記(1)で掲げる①～③を全て受領した時点で開始できるようにする旨、及び例外的に出願人が上記期間の満了後の審査の開始を希望する請求が可能となる旨の改正がなされた(改正後 PCT 規則第 69.1(a))。

上記改正については、平成 30 年 9 月 24 日から同年 10 月 2 日に開催された第 58 回 WIPO 加盟国総会にて承認され、平成 31 年 7 月 1 日よりその効力が発生し、同日以降になされた国際予備審査の請求に対してその適用が及ぶこととなった。

<参考：改正前後の国際予備審査の開始時期>

開始時期	現行	改正後
原則	国際予備審査請求期間の <u>満了後</u> (必要な書類・料金を全て受領した時であっても期間満了までは審査を開始しない。)	必要な書類・料金を <u>全て受領した時点</u>
例外	国際予備審査請求期間の <u>満了前</u> の開始を希望する請求が可能 (=早期の審査開始の請求が可能)	国際予備審査請求期間の <u>満了後</u> の開始を希望する請求が可能 (=審査開始の延期の請求が可能)

3. 改正の概要

(1) 国際出願法施行規則第 53 条の 2 の改正

改正後の PCT 規則第 69.1(a)に対応するため、国際予備審査を請求した出願人が、特許庁長官に対し、所定の期間(国際予備審査請求期間)が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求できる旨の規定に修正する(第 1 項)。

また、上記請求を行うための様式について、所要の改正を行う。

(2) 附則：経過措置

上記改正について、施行日以後になされた国際予備審査の請求について適用する旨の経過措置を置くものとする。

4. 公布日及び施行期日

公布日 令和元年 6 月 14 日

施行日 令和元年 7 月 1 日